

2023年3月2日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

日本郵政グループにおける物品等の契約に係る取引停止措置について

日本郵政株式会社（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 増田 寛也）、日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長兼執行役員社長 衣川 和秀）、株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 池田 憲人）および株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 千田 哲也）は、以下の事業者に対して、本日、物品などの契約に係る取引停止措置を行いました。

1 概要

公益財団法人オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）違反行為を行ったとして、法人6社が起訴されたことを受け、課徴金減免制度を利用した法人1社を含め、取引停止措置を行いました。

2 対象事業者

株式会社電通
株式会社セレスポ
株式会社フジクリエイティブコーポレーション
株式会社博報堂
株式会社東急エージェンシー
株式会社セイムトゥー
株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズ

3 取引停止の期間

2023年3月2日（木）から2023年6月1日（木）まで
追加措置に関しては、裁判の進捗状況および対象事業者の対応などを踏まえて、別途対応を検討します。

以上